



# 和歌山県報

発行 和歌山県  
和歌山市小松原通一丁目1番地  
毎週火、金曜日発行  
定価（送料共）1か月2,200円

和歌山県知事 仁坂吉伸

## 目次

### ○ 告示

- 590 平成20年度和歌山県庁舎冷暖房機械設備運転業務に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格等 (管財課)
- 591 平成18年和歌山県告示第1360号（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の17の規定に基づく指定区域の指定）の一部改正 (廃棄物対策課)
- 592 特定非営利活動法人の設立認証の申請 (県民生活課)
- 593 特定非営利活動法人の定款変更認証の申請 ( " )
- 594 介護保険法による指定居宅介護支援事業者の指定 (長寿社会推進課)
- 595 介護保険法による指定介護予防サービス事業者の指定 ( " )
- 596 介護保険法による指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者の指定 ( " )
- 597 県営土地改良事業計画の決定 (農業農村整備課)
- 598 土地改良事業の施行の同意 ( " )
- 599 道路の区域変更 (道路保全課)
- 600 新道路の供用開始等 ( " )
- 601 道路の区域変更 ( " )
- 602 新道路の供用開始等 ( " )
- 603 道路の区域変更 ( " )
- 604 新道路の供用開始等 ( " )
- 605 昭和32年和歌山県告示第51号の廃止 (港湾空港振興課)

### ○ 人事委員会告示

- 4 平成20年度和歌山県職員採用I種試験の実施

### ○ 公告

- 入札公告 (管財課)

## 告 示

### 和歌山県告示第590号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。）第167条の5第1項の規定に基づき、平成20年度和歌山県庁舎冷暖房機械設備運転業務に係る一般競争入札（以下「競争入札」という。）に参加する者に必要な資格を定めるとともに、当該資格を審査するために必要な事項を次のように公示する。

平成20年4月15日

### 1 一般競争入札に付する事項

- (1) 業務年度 平成20年度
- (2) 業務の名称 和歌山県庁舎冷暖房機械設備運転業務
- (3) 契約期間 平成20年6月9日から平成21年3月19日まで
- (4) 業務内容 仕様書による。

### 2 競争入札参加者の資格

この競争入札に参加することができる者は、平成20年4月15日（火）現在において、次の要件を満たしている者とする。

- (1) 自治法令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (2) 自治法令第167条の4第2項の規定により競争入札への参加を排除されている者でないこと。
- (3) 和歌山県が行う指名競争入札に関する指名を停止されていない者であること。
- (4) 国税及び県税に未納がない者であること。
- (5) 和歌山市内に本店、支店又は営業所等を有する者であること。

### 3 資格審査申請書類及びその配布方法等

- (1) この競争入札の参加資格の申請に必要な書類は、次のとおりとする。

ア 競争入札参加資格審査申請書

イ 事業経歴書

ウ 法人にあっては、当該法人の登記事項証明書（提出日において、発行後3か月を経過していないもの）

エ 印鑑証明書（提出日において、発行後3か月を経過していないもの）

オ 次に掲げる税金に未納がないことが確認できる納税証明書で提出日において、発行後3か月を経過していないもの

(ア) 法人税又は所得税並びに消費税及び地方消費税

(イ) 和歌山県が課する県税全税目

(ウ) 個人にあっては、和歌山県内の在住市町村が課する個人住民税（県・市町村民税）

カ 直近2年分の財務諸表又は決算書（法人にあっては貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書、個人にあっては青色申告書又は白色申告書の写し）

- キ 使用印鑑届
- ク 誓約書
- ケ 委任状(申請者が代理人を選任した場合)
- コ 業務体制表

(2) (1)のウからカまでに掲げる申請書類の用紙については、資格審査申請時点で既に和歌山県が行う競争入札等参加申請書の審査を経て、現に有効な競争入札等参加資格登録(認定)通知書を交付されている者は、当該通知書の写しを提出することにより、当該書類に代えることができる。

(3) (1)のア、イ及びキからコまでに掲げる申請書類の用紙について、県で定めるものとし、仕様書及びこれらの申請用紙は、平成20年4月15日(火)から平成20年4月25日(金)までの和歌山県の休日を定める条例(平成元年和歌山県条例第39号)第1条に規定する県の休日(以下「県の休日」という。)を除く日の午前9時から午後5時までの間に5に掲げる場所で配布を行う。

(4) (1)に掲げる申請書類について質問がある者は、平成20年4月25日(金)までの間に和歌山県総務部総務管理局管財課に対して書面等(ファクシミリを含む。)により行うものとする。

4 資格審査申請書類の受付期間

3の(1)に掲げる申請書類は、平成20年4月15日(火)から平成20年4月25日(金)までの県の休日を除く日の午前9時から午後5時までの間、5に掲げる場所で受け付ける。

5 資格審査申請書類の配布及び受付場所

和歌山県総務部総務管理局管財課

和歌山市小松原通一丁目1番地  
和歌山県庁本館1階  
郵便番号 640-8585  
電話番号 073-441-2213(直通)  
ファクシミリ番号 073-441-2248

6 資格審査の結果通知

資格審査申請者には競争入札参加資格結果通知書により平成20年5月13日(火)までに通知する。

7 競争入札参加資格がないと認めた者に対する理由の説明

(1) 競争入札参加資格がないと認められた者は、本県に対し、その理由について説明を求めることができる。

(2) (1)の説明は、平成20年5月16日(金)までに書面により求めるものとする。

(3) (2)の書面は、持参又は配達記録により提出するものとする。

(4) 説明については、平成20年5月20日(火)までに当該説明を求めた者に対して書面により行うものとする。

(5) (2)の書面の提出先は、5に掲げる場所とする。

和歌山県告示第591号

平成18年和歌山県告示第1360号(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の17の規定に基づく指定区域の指定)の一部を次のように改める。

平成20年4月15日

和歌山県知事 仁坂吉伸

表に次のように加える。

10	紀の川市	粉河字別所谷	3111の地番の一部	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和46年政令第300号)第13条の2第1号
			3118番1	
			3126番	
			3127番1	
			3127番2	
			3127番3	
			3128番1	
			3128番2	
			3129番	
			3130番	
			3131番1	
			3131番2	
			3132番1	
			3132番2	
			3132番3	
			3132番4	
			3133番	
3134番1				
3134番2				

3135番
3136番
3137番
3138番
3139番
3140番
3141番
3142番1
3142番2
3143番1
3143番2
3143番3
3143番4
3143番5
3143番6
3144番
3145番
3146番
3147番
3148番
3149番1
3149番2
3150番
3151番1
3151番2
3153番1
3153番2
3153番3
3154番
3155番
3156番
3157番
3159番
3160番
3161番
3162番
3163番
3164番
3165番1
3165番2
3166番1
3166番2
3167番20
3167番23
3167番24
3167番25
3167番27
3167番28
3167番29
3167番31

3167番33
3167番36
3167番37
3167番38
3167番42
3167番43
3167番44
3167番45
3167番49
3167番51
3167番52
3167番53
3167番54
3167番57
3167番58
3167番59
3167番60
3167番61
3167番62
3167番103
3167番104
3167番131
3167番135
3167番144の地番の一部
3167番145
3167番146
3167番147
3167番148
3167番149
3167番150
3167番151
3167番152
3167番153
3167番172
3167番174
3167番176
3167番177
3167番180の地番の一部
3167番181
3167番184の地番の一部
3167番186の地番の一部
3167番188の地番の一部
3167番283
3167番284
3167番304
3167番305の地番の一部
3167番306
3167番486
3167番487
3167番494

3167番495
3167番496
3167番497
3167番501
3167番502
3167番503
3167番504
3167番506
3167番507
3167番508
3167番509
3167番510
3167番511
3167番517
3167番520
3167番521
3167番522
3167番523
3167番524
3167番526
3167番527
3167番529
3167番534
3167番535
3167番556
3167番557
3167番558
3167番560
3167番561
3167番564
3167番565
3167番566
3167番568
3167番569
3167番571
3167番572
3167番573
3167番574
3167番575
3167番577
3167番581
3167番582
3167番586
3167番587
3167番588
3167番591
3167番592
3167番593
3167番605
3167番610

		3170番2の地番の一部
		3170番7

**和歌山県告示第592号**

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第10条第1項の規定による設立認証の申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、和歌山県環境生活部県民局県民生活課及び和歌山県NPOサポートセンターに備え置いて、平成20年6月4日まで縦覧に供する。

平成20年4月15日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 申請年月日  
平成20年4月4日
- 2 名称  
特定非営利活動法人紀州レンジャーズ
- 3 代表者の氏名  
木村竹志
- 4 主たる事務所の所在地  
和歌山市八番丁9 県信ビル408
- 5 定款に記載された目的  
この法人は、和歌山県民に対して、スポーツ振興地域愛の契機づくりに関する事業を行い、地域経済の活性化に寄与することを目的とする。

**和歌山県告示第593号**

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第25条第3項の規定による定款変更認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、和歌山県環境生活部県民局県民生活課及び和歌山県NPOサポートセンターに備え置いて、平成20年6月3日まで縦覧に供する。

平成20年4月15日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 申請年月日  
平成20年4月3日
- 2 名称  
特定非営利活動法人高野山福祉会
- 3 代表者の氏名  
川口道雄
- 4 主たる事務所の所在地  
伊都郡高野町大字高野山45番地の12
- 5 定款に記載された目的  
この法人は、高野の山に参拝に来て下さる介護、介助を必要とされる障害者、高齢者の方々に対して、自然環境に恵まれた宿泊場所を無料で提供することに関する事業を行い、障害者、高齢者の方々の安らげる場の提供に寄与することを目的とする。

**和歌山県告示第594号**

介護保険法(平成9年法律第123号)第46条第1項の規定により指定居宅介護支援事業者を次のとおり指定したので、同法第85条第1号の規定に基づき公示する。

平成20年4月15日

和歌山県知事 仁坂吉伸

指定事業者番号	申請者の名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	指定年月日 (指定の有効期間の満了の日)
3070106418	社会福祉法人弘心会	和歌山市新和歌浦2-9	西村和浩	ほうらい苑ケアプランセンター	和歌山市新和歌浦2-9	居宅介護支援	平成20.4.1 平成26.3.31
3070106400	力土建有限会社	和歌山市森小手穂731番地	川口真史	ケアプランセンターちから	和歌山市森小手穂731番地	居宅介護支援	平成20.4.1 平成26.3.31
3070106392	有限会社光彩	和歌山市大河内115番地	橋本充子	光彩ケアプランセンター	和歌山市松江北2丁目5の14	居宅介護支援	平成20.4.1 平成26.3.31
3070106384	有限会社夢	和歌山市北出島150-4	西田富二男	ケアプランセンター夢	和歌山市北出島150-4	居宅介護支援	平成20.4.1

							平成 26.3.31
3072200631	株式会社葵	田辺市下屋敷町1番地78	寺本真美	あおい介護センター	田辺市下屋敷町1番地78	居宅介護支援	平成 20.4.1 平成 26.3.31
3072500568	社会福祉法人高瀬会	東牟婁郡古座川町高瀬353番地	切士清之	南紀ケアプランセンター那智勝浦	東牟婁郡那智勝浦町湯川61番地	居宅介護支援	平成 20.4.1 平成 26.3.31

和歌山県告示第595号

介護保険法(平成9年法律第123号)第53条第1項の規定により指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定したの

で、同法第115条の9第1号の規定に基づき公示する。

平成20年4月15日

和歌山県知事 仁坂吉伸

指定事業者番号	氏名 (法人の場合にあっては、申請者の名称)	住所 (法人の場合にあっては、主たる事務所の所在地)	法人の場合にあっては、代表者の氏名	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	指定年月日 (指定の有効期間の満了の日)
3072500576	社会福祉法人高瀬会	東牟婁郡古座川町高瀬353番地	切士清之	ふれあいサロン「ゆかし庵」	東牟婁郡那智勝浦町湯川61番地	介護予防通所介護	平成 20.4.1 平成 26.3.31

和歌山県告示第596号

介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項及び第53条第1項の規定により指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78

条第1号及び第115条の9第1号の規定に基づき公示する。

平成20年4月15日

和歌山県知事 仁坂吉伸

指定事業者番号	氏名 (法人の場合にあっては、申請者の名称)	住所 (法人の場合にあっては、主たる事務所の所在地)	法人の場合にあっては、代表者の氏名	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	指定年月日 (指定の有効期間の満了の日)
3070106483	医療法人弘仁会	和歌山市岡山丁71	瀬藤弘行	ヘルパーステーションゆうゆう	和歌山市岡山丁71	訪問介護・介護予防訪問介護	平成 20.4.1 平成 26.3.31
3070106467	株式会社希望	和歌山市上野417-11	木下明夫	訪問介護事業所ありがとう	和歌山市上野417-11	訪問介護・介護予防訪問介護	平成 20.4.1 平成 26.3.31
3070106491	有限会社新和交通	和歌山市新中島127-11	塚松浩二	ほほえみ介護サービス	和歌山市新中島127番地の11	訪問介護・介護予防訪問介護	平成 20.4.1 平成 26.3.31
3071500395	株式会社誠心	有田市宮崎町2428番地	辻岡香奈子	訪問介護誠心	有田市宮崎町2428番地	訪問介護・介護予防訪問介護	平成 20.4.1 平成 26.3.31
3070106442	株式会社かながわ	和歌山市西庄846番地	金川光明	「ぼびん」デイサービス	和歌山市狐島48-6	通所介護・介護予防通所介護	平成 20.4.1 平成

							26.3.31
3070106459	社会福祉法人弘心会	和歌山市新和歌浦2-9	西村和浩	ほうらい苑デイサービスセンター	和歌山市新和歌浦2-9	通所介護・介護予防通所介護	平成20.4.1 平成26.3.31
3071000636	株式会社KNC企画	和歌山市大谷34-1	田中克彦	ひまわり福祉サービス橋本事業所	橋本市隅田町下兵庫514-3	通所介護・介護予防通所介護	平成20.4.1 平成26.3.31
3072400751	特定非営利活動法人たけのこ	西牟婁郡白浜町栄1096-1	峯本みどり	デイサービスセンターたけのこ	西牟婁郡白浜町堅田2399-652	通所介護・介護予防通所介護	平成20.4.1 平成26.3.31
3070106475	株式会社いろは	和歌山市下三毛326番地8	高橋マミ	株式会社いろは	和歌山市下三毛326番地8	福祉用具貸与・介護予防福祉用具貸与・特定福祉用具販売・特定介護予防福祉用具販売	平成20.4.1 平成26.3.31

和歌山県告示第597号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定に基づき、県営ため池等整備事業新池（野島）地区につき土地改良事業計画を定めたので、同条第5項の規定によりこの旨を公告し、土地改良事業計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成20年4月15日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 縦覧に供する書類 県営ため池等整備事業新池（野島）地区の土地改良事業計画書の写し
- 縦覧の期間 平成20年4月16日から平成20年5月16日まで
- 縦覧場所 和歌山県農林水産部農林水産政策局農業農村整備課、日高振興局及び御坊市役所

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 道路の種類 一般国道
- 路線名 371号

区 間	新旧の別	敷 地 の 員		延 長	備 考
		敷 地 の 員	敷 地 の 員		
田辺市中辺路町石船353番4地先から同市中辺路町石船351番1地先まで	旧	4.70	6.70	32.90	
同上	新	7.10	12.30	32.90	

和歌山県告示第598号

平成19年10月12日付けで協議のあったみなべ町営土地改良事業（区画整理事業瓜谷地区）の施行については、土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第5項において準用する同法第10条第1項の規定により同意したので、同法第96条の2第7項の規定により、この旨を公告する。

平成20年4月15日

和歌山県知事 仁坂吉伸

和歌山県告示第600号

平成20年和歌山県告示第599号（道路の区域変更）で告示した新道路は、平成20年4月15日から供用を開始し、旧道路は、同日から供用を廃止する。

平成20年4月15日

和歌山県知事 仁坂吉伸

和歌山県告示第599号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成20年4月15日

和歌山県告示第601号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成20年4月15日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 道路の種類 一般国道
- 路線名 169号



区 間	新旧の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル	備考
新宮市熊野川町玉置口字蔭地273番1地内	旧	4.00 } 12.50	237.70	
同上	新	12.50 } 31.00	239.70	

和歌山県告示第602号

平成20年和歌山県告示第601号(道路の区域変更)で告示した新道路は、平成20年4月15日から供用を開始し、旧道路は、同日から供用を廃止する。

平成20年4月15日

和歌山県知事 仁坂吉伸

和歌山県告示第603号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成20年4月15日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 道路の種類 一般県道
- 2 路線名 太地港下里線

区 間	新旧の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル	備考

		メートル	メートル	
東牟婁郡那智勝浦町大字下里字東1100番3地先から同町大字下里字東1083番1地先まで	旧	4.10 } 5.50	113.76	
同上	新	15.30 } 22.00	113.76	

和歌山県告示第604号

平成20年和歌山県告示第603号(道路の区域変更)で告示した新道路は、平成20年4月15日から供用を開始し、旧道路は、同日から供用を廃止する。

平成20年4月15日

和歌山県知事 仁坂吉伸

和歌山県告示第605号

昭和32年和歌山県告示第15号は、廃止する。

平成20年4月15日

和歌山県知事 仁坂吉伸

人事委員会告示

和歌山県人事委員会告示第4号

平成20年度和歌山県職員採用I種試験を次の要綱により実施する。

平成20年4月15日

和歌山県人事委員会委員長 守屋 駿 二

平成20年度和歌山県職員採用I種試験要綱

1 試験区分、採用予定人員及び職務内容

試験区分	採用予定人員	主 な 職 務 内 容
一般行政職	51人程度	知事部局又は教育委員会等における事務
総合土木職	7人程度	知事部局等における道路、河川及び土地改良事業等に関する施工監理等の業務
建築職A	6人程度	知事部局等における県営住宅等県立施設の施工監理、建築指導等の業務
建築職B	1人程度	警察本部等における建築施工、監理及び設計等の業務
電気職	1人程度	知事部局等における電気設備等に関する施工及び保守管理等の業務
化学職	3人程度	知事部局等における公害の規制指導、検査分析及び試験研究等の業務
農学職	4人程度	知事部局等における農業又は畜産に関する指導及び普及・試験研究等の業務
林学職	2人程度	知事部局等における森林政策、林業・木材産業の指導及び森林土木事業の施工監理等の業務
水産職	2人程度	知事部局等における水産に関する行政事務及び試験研究等の業務

学校事務職	8人程度	県立学校又は市町村立小中学校における事務
警察事務職	17人程度	警察本部又は警察署等における事務

※総合土木職は、従来の土木職と農業工学職を統合した試験区分である。

2 受験資格

(1) 次のアからウまでのうちいずれかの要件を満たす人

ア 昭和48年4月2日から昭和62年4月1日までに生まれた人

イ 昭和62年4月2日以降に生まれた人で、学校教育法(昭和22年法律第26号)に規定する大学(短期大学を除く。)を卒業した人又は平成21年3月末日までに卒業見込みの人

ウ 和歌山県人事委員会がイに該当する人と同等の資格があると認める人

(2) 次のいずれかに該当する人は、受験できない。

ア 日本国籍を有しない人

イ 地方公務員法(昭和25年法律第261号)第16条各号のいずれかに該当する人(被保佐人を含む。)

3 試験の方法及び内容

試験の方法	配点	内 容	試験時間
第一次試験	1000点	公務員として必要な一般的知識及び能力についての筆記試験 出題数55題のうち50題を解答する選択解答制とする。 ア 選択解答出題分野(社会科学、人文科学、自然科学)30題中25題を選択解答とする。 イ 必須解答出題分野(文章理解、判断推理、数的推理及び資料解釈)25題を必須解答とする。	2時間30分
		試験区分に応じた専門的知識及び能力についての筆記試験 40題を必須解答とする。ただし、総合土木職のみ、45題中25題を必須解答、残り20題中15題を選択解答とする。	2時間
第二次試験	1600点	一定のテーマによる識見、表現力、判断力等についての記述試験 (1200字程度)	1時間30分
		人物、能力、性格等についての個別面接及び集団討論(集団討論は一般行政職のみ)	
		通常の職務遂行に必要な適性についての検査	

(1) 試験の内容は、大学卒業程度で行う。

ないものがある場合、総合得点が高くても不合格となる。

(2) 各試験種目には合格基準があり、一つでも基準に達し

(3) 専門試験の出題分野は、おおむね次のとおりである。

試験区分	出 題 分 野
一般行政職 学校事務職 警察事務職	政治学、行政学、憲法、行政法、民法、刑法、労働法、経済学、財政学、社会政策、国際関係等
総合土木職	数学・物理、応用力学、水理学、土質工学、測量、都市計画、土木計画、材料・施工、土壌物理、農業水利、土地改良等
建築職	数学・物理、構造力学、材料学、環境原論、建築史、建築構造、建築計画、都市計画、建築設備、建築施工等
電気職	数学・物理、電磁気学・電気回路、電気計測・制御、電気機器・電力工学、電子工学、情報・通信工学等
化学職	数学・物理、物理化学、分析化学、無機化学・無機工業化学、有機化学・有機工業化学、化学工学等
農学職	栽培学汎論、作物学、園芸学、育種遺伝学、植物病理学、昆虫学、土壌肥科学、植物生理学、畜産一般、農業経済一般等
林学職	林業政策、林業経営学、造林学、林業工学、林産一般、砂防工学等
水産職	水産事情・水産経済・水産法規、水産環境科学、水産生物学、水産資源学、漁業学、増養殖学、水産化学、水産利用学等

4 試験の日時、試験地及び合格発表

	試験日	試験地	合格発表
第1次試験	平成20年6月29日(日)	和歌山市 田辺市	平成20年7月中旬に県庁北別館2階本館連絡通路に掲示するとともに合格者に通知する。
第2次試験	平成20年8月上旬	和歌山市	平成20年8月下旬に県庁北別館2階本館連絡通路に掲示するとともに受験者全員に通知する。

5 受験手続及び受付期間

(1) 申込用紙の交付場所

- 和歌山県人事委員会事務局
- 和歌山県パスポートセンター
- 各振興局総務企画室
- 海草振興局建設部海南工事事務所
- 東牟婁振興局申本建設部総務管理課
- 和歌山県東京事務所
- わかやま喜集館
- 和歌山県名古屋観光センター
- 和歌山県警察本部警務課
- 県内各警察署

(2) 申込用紙の郵便による請求

申込用紙を郵便で請求する場合は、切手をはったあて先明記の返信用封筒を必ず同封して、和歌山県人事委員会事務局あて請求すること。

また、和歌山県のホームページの「申請書ダウンロード」から申込書等を印刷することも可能である。

(3) 申込方法

次のいずれかにより和歌山県人事委員会事務局に申し込むこと。

ア 郵送

所定の申込用紙(申込書、受験票及び写真票)に必要事項を記入し、写真票に顔写真をはって、和歌山県人事委員会事務局あて郵送すること。また、封筒の表に「I種試験受験申込み」と朱書きし、必ず簡易書留郵便又は配達記録郵便にすること。

イ インターネット

和歌山県のホームページから電子申請画面を選択し、画面の指示に従って入力すること。

(4) 受付期間

ア 郵送による申込みの場合

平成20年5月2日(金)から受付を開始し、平成20年5月16日(金)までの消印のあるものを受け付ける。

イ インターネットによる申込みの場合

平成20年4月28日(月)午前10時から平成20年5月9日(金)午後4時までの間に受け付ける。ただし、電子申請システムの管理運営上の都合により変更する場合があります。

(5) 受験票の交付

ア 郵送による申込みの場合

申込書を受理した場合は、受付期間終了後に受験票を交付する。

なお、申込書の記載事項に不備があるときは受理しない場合がある。

イ インターネットによる申込みの場合

申込みを受理した場合は、電子申請システム内に別途審査結果通知を掲載するので、その指示に従い受験票及び写真票をダウンロードし、書面に出力の上、受験番号等必要事項を記入し、また、写真票に顔写真をはる。試験当日は、受験票及び写真票を必ず持参すること。なお、試験当日、写真票に顔写真がはられていない場合は受験することができないものとする。

6 合格から採用まで

(1) この試験の最終合格者は、それぞれの試験区分ごとに作成される和歌山県人事委員会の採用候補者名簿に登載され、各任命権者からの請求に応じて成績順に提示され、その中から採用者が決定される。採用の時期は、おおむね平成21年4月の予定である。

(2) 採用時の給料月額はおおむね178,800円で、経歴その他に応じて一定の額が加算される。ただし、平成20年度は、特例措置により1%減額されている。

このほか、職員の給与に関する条例(昭和28年和歌山県条例第51号)の定めに従い、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当等が支給される。

7 点字による受験

一般行政職については、点字受験が可能であるので、希望する人は和歌山県人事委員会事務局に申し出ること。

8 試験結果の開示

この試験の結果については、和歌山県個人情報保護条例(平成14年和歌山県条例第66号)第25条第1項の規定により、口頭で開示請求することができる。

開示を希望する人は、以下により受験者本人が受験票又は本人であることを証明する書類(運転免許証、旅券等の顔写真付きで公的機関発行のものに限る。)を持参の上、和歌山県人事委員会事務局に請求すること。

試験の種類	請求できる人	開示内容	開示期間

第1次試験	第1次試験不合格者	総合得点及び総合順位	合格発表の翌日から1月間（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日を除く。）
第2次試験	第2次試験受験者	(1) 第1次試験の総合得点及び総合順位 (2) 第1次試験の得点と第2次試験の得点とを合わせた総合得点及び総合順位	

9 その他

- (1) 車いすの使用又は拡大文字による受験等の受験上の配慮を希望する人は、申込時に和歌山県人事委員会事務局に申し出ること。
- (2) この試験についての問い合わせは、和歌山県人事委員会事務局にすること。

公 告

入 札 公 告

和歌山県庁舎冷暖房機械設備運転業務について、次のおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。）第167条の6の規定に基づき公告する。

平成20年4月15日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 一般競争入札に付する事項

- (1) 業務年度及び業務番号  
平成20年度 管委 第16号
- (2) 業務名  
和歌山県庁舎冷暖房機械設備運転業務
- (3) 業務の内容  
和歌山県庁舎冷暖房機械設備運転業務仕様書のとおりとする。

2 一般競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

平成20年和歌山県告示第590号に規定する和歌山県庁舎冷暖房機械設備運転業務に係る競争入札参加資格を有すること。

3 契約条項を示す場所及び日時

- (1) 場所  
和歌山市小松原通一丁目1番地  
和歌山県庁本館1階  
和歌山県総務部総務管理局管財課

(2) 期間

平成20年4月15日（火）から平成20年4月25日（金）までの和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）に規定する県の休日を除く日の午前9時から午後5時まで

4 入札説明書等を交付する場所及び期間

- (1) 場所  
3の（1）に同じ。
- (2) 日時  
3の（2）に同じ。

(3) 入札説明書等に関する問い合わせ先

和歌山県総務部総務管理局管財課  
電話番号 073-441-2213（直通）  
ファクシミリ番号 073-441-2248

5 入札説明会の場所及び日時

- (1) 場所  
和歌山市小松原通一丁目1番地  
和歌山県庁北別館5階 多目的会議室
- (2) 日時  
平成20年4月25日（金）午前10時30分から

6 一般競争入札の場所及び日時等

(1) 競争入札の場所及び日時は、次のとおりとする。

- ア 入札場所  
和歌山市小松原通一丁目1番地  
和歌山県庁北別館5階 多目的会議室
- イ 入札日時  
平成20年5月26日（月）午前10時30分
- ウ 開札場所  
アに同じ。
- エ 開札日時  
イに同じ。

(2) (1)の入札の執行に当たっては、入札参加者は、本県より競争入札の参加資格があることを確認された旨の通知書の写しを持参すること。

7 入札方法

落札者の決定に当たっては、入札書に記載した金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。以下「入札金額」という。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった入札金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

8 入札保証金に関する事項

- (1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積もる入札金額の100分の5以上の額の入札保証金を納付しなければならない。
- (2) 入札保証金は、落札者のものを除き入札終了後還付する。ただし、落札者には契約を締結しない場合を除き契約締結後還付し、又は納付すべき契約保証金に充当することができる。
- (3) 入札保証金の納付の方法、納付の免除等は、自治法

令第167条の7及び和歌山県財務規則(昭和63年和歌山県規則第28号)第85条から第88条までの規定の定めるところによる。

#### 9 契約保証金に関する事項

- (1) 契約を締結する者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を納付しなければならない。
- (2) 契約保証金の納付の方法、納付の免除、還付等は、自治法令第167条の16及び和歌山県財務規則第92条から第94条までの規定の定めるところによる。

#### 10 入札の無効

本公告に示した競争入札参加資格のない者及び競争入札参加資格の確認について虚偽の申請を行った者のした入札並びに入札説明書に記載する無効な入札に該当する入札は、無効とする。

なお、本県より競争入札参加資格のある旨確認された者であっても、入札時点で2に掲げる要件を満たしていない者のした入札は、無効とする。

#### 11 入札執行方法の細目

- (1) 入札の要件の細目については、入札説明書に記載するとおりとす。
- (2) この入札の開札には、和歌山県総務部総務管理局管財課の職員が立ち会うものとする。
- (3) 落札者の決定は、和歌山県財務規則第102条の規定に基づく予定価格の制限の範囲内で、最低価格をもって有効な申込みした者を落札者とする。
- (2) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、この者に代わって当該入札事務に関係のない和歌山県総務部総務管理局管財課の職員にくじを引かせるものとする。
- (3) 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、直ちに、再度の入札を行う。この場合において、入札の回数は、最初の入札を含め3回までとする。

#### 12 その他

- (1) 契約の要否  
要
- (2) 契約の締結に関する和歌山県議会の議決の要否  
否
- (3) 入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
ア 名称  
和歌山県総務部総務管理局管財課  
イ 所在地  
和歌山市小松原通一丁目1番地  
郵便番号 640-8585